

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画地区計画の変更（川越市：増形地区）についての理由を示したものです。

## I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

### 【川越市：増形地区】

本地区は、川越市の中心市街地から西へ約5.0kmに位置し、県道川越越生線の西側に近接し、関越自動車道川越インターチェンジから約2.5kmの距離に位置した区域です。

## II. 変更理由

### 【川越市：増形地区】

産業団地整備計画の変更に伴い、土地利用の増進を図るとともに、交通の円滑化や安全性の向上など地域におけるより良好な環境が形成されるよう、地区内の道路、公園、調整池及び緩衝緑地帯の集約、拡張及び配置変更を行うものです。

## III. 変更内容

### 【川越市：増形地区】

区画道路1号と2号の配置を変更し、1号を拡張します。外周道路1号と3号を統合し、一部を拡張します。2箇所に配置されていた公園及び調整池を各々1箇所に集約し面積を拡張します。区画道路の配置変更に伴い、緩衝緑地帯を3箇所から2箇所に変更します。

種類	名称	新		旧	
		幅員又は 箇所数	延長又は 面積	幅員又は 箇所数	延長又は 面積
道路	区画道路1号	12.0m	170m	9.0m	150m
	外周道路1号	9.0~17.5m	1,070m	9.0~17.5m	370m
	外周道路3号	—	—	12.0m	700m
公園、緑地、 広場、その他 の公共空地	公園1号	—	18,000 m <sup>2</sup>	—	6,700 m <sup>2</sup>
	公園2号	—	—	—	2,000 m <sup>2</sup>
	緩衝緑地帯1号	15m	2,400 m <sup>2</sup>	15m	700 m <sup>2</sup>
	緩衝緑地帯2号	15m	6,900 m <sup>2</sup>	15m	6,000 m <sup>2</sup>
	緩衝緑地帯3号	—	—	15m	4,600 m <sup>2</sup>
	調整池1号	—	14,300 m <sup>2</sup>	—	9,100 m <sup>2</sup>
	調整池2号	—	—	—	4,100 m <sup>2</sup>